

令和4年生駒市議会（第2回）定例会議案

令和4年3月4日

生 駒 市

令和4年生駒市議会（第2回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 2 号	令和4年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	令和4年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 4 号	令和4年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	令和4年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和4年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和4年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 8 号	令和4年度生駒市下水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和4年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 10 号	令和3年度生駒市一般会計補正予算（第14回）	1～13
議案第 11 号	令和3年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	14～16
議案第 12 号	生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第 13 号	生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18～19
議案第 14 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	20～21
議案第 15 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22～24
議案第 16 号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	25～26
議案第 17 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	27～29

議案第 18 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	30～37
議案第 19 号	生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	38～39
議案第 20 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	40～41
議案第 21 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42～45
議案第 22 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第 23 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47～51
議案第 24 号	生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52～54
議案第 25 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第 26 号	生駒市清掃センター基幹的設備改良工事契約の締結について	56
議案第 27 号	生駒市教育委員会委員の任命について	57
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	58

議案第 10 号

令和3年度生駒市一般会計補正予算（第14回）

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算（第14回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,578,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		3,913,840	1,263,757	5,177,597
	1 地方交付税	3,913,840	1,263,757	5,177,597
15 国庫支出金		10,772,467	49,939	10,822,406
	2 国庫補助金	5,363,639	49,939	5,413,578
16 県支出金		4,879,217	6,960	4,886,177
	2 県補助金	2,546,299	6,960	2,553,259
18 寄附金		133,883	1,762	135,645
	1 寄附金	133,883	1,762	135,645
20 繰越金		1,668,410	△517,376	1,151,034
	1 繰越金	1,668,410	△517,376	1,151,034
21 諸収入		1,016,380	3,750	1,020,130
	4 雑入	1,007,778	3,750	1,011,528
22 市債		2,989,800	△690,100	2,299,700
	1 市債	2,989,800	△690,100	2,299,700
歳 入 合 計		46,459,788	118,692	46,578,480

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,261,385	4,620	5,266,005
	3 戸籍住民基本台帳費	265,390	4,620	270,010
3 民生費		19,669,564	1,200	19,670,764
	2 児童福祉費	9,258,263	1,200	9,259,463
4 衛生費		7,419,193	5,000	7,424,193
	1 保健衛生費	5,163,959	5,000	5,168,959
5 産業経済費		1,096,799	14,007	1,110,806
	1 農業費	178,417	14,007	192,424
8 教育費		4,676,243	93,865	4,770,108
	2 小学校費	384,026	4,207	388,233
	3 中学校費	260,062	89,058	349,120
	4 幼稚園費	805,827	600	806,427
歳 出 合 計		46,459,788	118,692	46,578,480

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	戸籍住民費 基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務	4,620
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金給付事業	205,913
	児童福祉費	子育て特別給付金支給経費	5,013
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	26,774
		SDGs 未来都市等推進事業	5,000
産業経済費	農業費	農業委員会運営	160
		土地改良事業	6,800
土木費	道路橋梁費 及び河川費	道路橋梁維持補修	26,647
		橋梁予防保全事業	87,861
		生活道路安全対策事業	2,470
		企業誘致関連道路整備事業	20,776
		道路新設改良事業	11,375
		河川水路改修事業	77,220
教育費	小学校費	小学校情報教育推進事業	4,207
	中学校費	中学校情報教育推進事業	2,497
		中学校施設整備事業	90,561
		保健体育費	体育施設整備事業

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	中学校費	中学校施設 管理事業	1,650	中学校施設 管理事業	4,150

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設整備事業	41,800	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
災害復旧事業	3,000	〃	〃	〃

2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	2,449,500	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	1,703,100	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
土地改良事業	4,700	〃	〃	〃	9,900	〃	〃	〃
道路橋梁及び河川整備事業	331,700	〃	〃	〃	338,000	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	3,913,840	1,263,757	5,177,597	1 地方交付税	1,263,757	普通交付税	
計	3,913,840	1,263,757	5,177,597				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	574,141	23,840	597,981	1 総務管理費補助金	19,220	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	4,620	社会保障・番号制度導入事業補助金	
2 民生費国庫補助金	3,710,059	1,200	3,711,259	2 児童福祉費補助金	1,200	保育士等処遇改善臨時特例交付金	
6 教育費国庫補助金	11,670	24,899	36,569	2 小学校費補助金	2,104	公立学校情報機器整備費補助金	
				3 中学校費補助金	22,195	公立学校情報機器整備費補助金 大規模改修事業補助金	1,248 20,947
				4 幼稚園費補助金	600	保育士等処遇改善臨時特例交付金	
計	5,363,639	49,939	5,413,578				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 産業経済費県補助金	265,356	6,960	272,316	1 農業費補助金	6,960	農業委員会補助金 ため池等整備事業補助金	160 6,800
計	2,546,299	6,960	2,553,259				

[単位 千円]

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 産業経済費寄附金	21,772	1,762	23,534	1 農業費寄附金	1,762	県営土地改良事業寄附金	
計	133,883	1,762	135,645				

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	1,668,410	△ 517,376	1,151,034	1 繰越金	△ 517,376	前年度繰越金	
計	1,668,410	△ 517,376	1,151,034				

[単位 千円]

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	1,007,127	3,750	1,010,877	4 雑入	3,750	地域脱炭素実現計画づくり支援事業補助金	

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
計	1,007,778	3,750	1,011,528				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 産業経済債	4,700	5,200	9,900	1 農業債	5,200	果営土地改良事業債	
3 土木債	351,300	6,300	357,600	1 道路橋梁及び 河川債	6,300	河川水路改修事業債	
5 教育債	46,300	41,800	88,100	3 中学校債	41,800	生駒中学校屋内運動場大規模改修事業債	
6 臨時財政対策債	2,449,500	△ 746,400	1,703,100	1 臨時財政対策 債	△ 746,400		
8 災害復旧債	0	3,000	3,000	1 土木災害復旧 債	3,000		
計	2,989,800	△ 690,100	2,299,700				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	其 他				
1 戸籍住民基本台帳費	264,152	4,620	268,772	4,620 (国補)	4,620	12 委託料	4,620	住民記録等システム委託料	
計	265,390	4,620	270,010						

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	其 他				
3 保育所費	989,532	1,200	990,732	1,838 (国補)	1,838	1 報酬	660	パートタイム会計年度任用職員	
						2 給料	500	フルタイム会計年度任用職員	
						3 職員手当等	40		
計	9,258,263	1,200	9,259,463				△4,106		

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	其 他				
5 環境保全対策費	108,065	5,000	113,065		3,750 (諸)	12 委託料	5,000	SDGs未来都市推進業務等委託料	
					3,750				
計	5,163,959	5,000	5,168,959	2,250	3,750		△1,000		

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				補正額の財源					
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他			
1 農業委員会費	38,669	160	38,829	160 (県補)			160	事務用備品	
5 農地費	32,019	13,847	45,866	6,800 (県補)	5,200	1,762 (寄)	6,800	ため池調査委託料	
計	178,417	14,007	192,424	6,960	5,200	1,762	85	県営土地改良事業負担金	

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				補正額の財源					
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他			
1 学校管理費	278,138	4,207	282,345	2,104 (国補)			2,103	10 需用費	
計	384,026	4,207	388,233	2,104			2,103	17 備品購入費	

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				補正額の財源					
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他			
1 学校管理費	182,416	2,497	184,913	1,248 (国補)			1,249	10 需用費	
計	182,416	2,497	184,913	1,248			1,249	17 備品購入費	

3 中学校施設整備費	0	86,561	86,561	20,947 (国補) 20,947	41,800		23,814	12 委託料 14 工事請負費	1,961 84,600	設計等委託料 学校施設整備工事
計	260,062	89,058	349,120	22,195	41,800		25,063			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明	
				特 定 財 源	補 正 額	内 訳				
										国県支出金
1 幼稚園費	805,827	600	806,427	600 (国補) 600			1 報酬 2 給料 3 職員手当等	273 309 18	パートタイム会計年度任用職員 フルタイム会計年度任用職員	
計	805,827	600	806,427	600						

[単位 千円]

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(641) 788	738,067	3,079,373	2,783,309	6,600,749	7,763,608	
補 正 前	(641) 788	737,134	3,078,564	2,783,251	6,598,949	7,761,808	
比 較	(0) 0	933	809	58	1,800	1,800	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別	地 域 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務	休 日 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	勤 務 手 当 (千円)	(千円)	(千円)	手 当 (千円)	(千円)
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	78,930	116,268	2,960	196,261	1,607	202,620	36,826
	補 正 前	78,930	116,268	2,960	196,203	1,607	202,620	36,826
	比 較	0	0	0	58	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,782	648	77,438	45,266	665,000	818,995	532,708
7,782	648	77,438	45,266	665,000	818,995	532,708
0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	933	その他の増減分	933	支給基準変更に伴う増加分
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
	809	その他の増減分	809	支給基準変更に伴う増加分
職員手当	会計年度任用職員以外の職員			
		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
		扶養手当		千円
		管理職手当		千円
		管理職員特別勤務手当		千円
		地域手当		千円
		特殊勤務手当		千円
		時間外勤務手当		千円
		休日勤務手当		千円
		夜間勤務手当		千円
		単身赴任手当		千円
		通勤手当		千円
		住居手当		千円
		退職手当		千円
		期末手当		千円
		勤勉手当		千円
	58	その他の増減分	58	支給基準変更に伴う増加分
	会計年度任用職員			

議案第 11 号

令和3年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

令和3年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,231千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,319,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		8,071,425	141,231	8,212,656
	2 県補助金	8,046,548	141,231	8,187,779
歳 入 合 計		11,177,897	141,231	11,319,128

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		7,498,430	141,231	7,639,661
	1 療養諸費	6,550,677	129,419	6,680,096
	2 高額療養費	910,876	11,812	922,688
歳 出 合 計		11,177,897	141,231	11,319,128

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	8,046,548	141,231	8,187,779	1 保険給付費等交付金(普通交付金)	141,231	普通交付金
計	8,046,548	141,231	8,187,779			

[単位 千円]

歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			節	説明
				特定国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者療養給付費	6,451,176	129,419	6,580,595	129,419 (県補)	129,419	18 負担金補助及び交付金	129,419	療養給付費負担金
計	6,550,677	129,419	6,680,096					

[単位 千円]

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			節	説明
				特定国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者高額療養費	909,874	11,812	921,686	11,812 (県補)	11,812	18 負担金補助及び交付金	11,812	高額療養費負担金
計	910,876	11,812	922,688					

[単位 千円]

議案第 12 号

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例

生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第4号イ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改め、同号エ中「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第10項」に改め、同条第6号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 13 号

生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 14 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一
部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」
に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

- (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平
成20年9月生駒市条例第28号）第5条第2項ただし書
- (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年11
月生駒市条例第11号）第5条ただし書
- (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に
専念する義務の特例に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）第
2条第5項ただし書
- (4) 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条
例第16号）第6条ただし書

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項、改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第5条、改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第5項及び改正後の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 15 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第15条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「1

〇〇分の１６７．５」を「１０〇分の１６２．５」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和４年６月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第１５条第２項（同条第３項又は第２条の規定による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第８条第２項により読み替えて適用する場合を含む。）及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第１５条第４項から第６項まで若しくは第１８条第１項から第３項まで、第６項若しくは第７項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成１１年３月条例第２号）第４条第１項、公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成１４年３月条例第３号）第４条又は生駒市職員の育児休業に関する条例（平成４年３月条例第１号）第７条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる

職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第

1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 16 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒
市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和4年2月分及び3月分の給与の特例）

- 4 保育所又は幼稚園で勤務している、令和4年2月分及び3月分のフルタイム
会計年度任用職員の給料月額及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の基準
月額は、第3条、第3条の3及び第15条第1項の規定にかかわらず、これら
の規定により定められる額に100分の103を乗じて得た額とする。

別表第4一般行政職の部保育園調理員の項及び保育園用務員の項中「1級5号
給から1級17号給まで」を「1級6号給から1級18号給まで」に改め、同表
福祉・医療職の部保育補助員の項中「1級8号給から1級16号給まで」を「1
級9号給から1級19号給まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条の改正規定及び附則に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 別表第4一般行政職の部保育園調理員の項及び保育園用務員の項の改正規定並びに同表福祉・医療職の部保育補助員の項の改正規定 令和4年4月1日

2 改正後の附則第4項の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、改正後の条例の規定による会計年度任用職員の給与の内払とみなす。

議案第 17 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.2」を「100分の7.4」に改める。

第4条中「27,600円」を「26,600円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における被保険者均等割額は、未就学児1人について13,300円とする。

第5条第1号中「29,000円」を「24,500円」に改め、同条第2号中「14,500円」を「12,250円」に改め、同条第3号中「21,750円」を「18,375円」に改める。

第6条中「100分の2.5」を「100分の3.0」に改める。

第7条中「9,200円」を「10,200円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、世帯内に未就学児がある場合における被保険者均等割額は、未就学

児1人について5,100円とする。

第8条第1号中「8,000円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,150円」に改める。

第9条中「100分の2.5」を「100分の3.0」に改める。

第10条中「16,000円」を「17,800円」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「19,320円」を「18,620円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について9,310円）」に改め、同号イ（ア）中「20,300円」を「17,150円」に改め、同号イ（イ）中「10,150円」を「8,575円」に改め、同号イ（ウ）中「15,225円」を「12,863円」に改め、同号ウ中「6,440円」を「7,140円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について3,570円）」に改め、同号エ（ア）中「5,600円」を「5,740円」に改め、同号エ（イ）中「2,800円」を「2,870円」に改め、同号エ（ウ）中「4,200円」を「4,305円」に改め、同号オ中「11,200円」を「12,460円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「13,800円」を「13,300円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について6,650円）」に改め、同号イ（ア）中「14,500円」を「12,250円」に改め、同号イ（イ）中「7,250円」を「6,125円」に改め、同号イ（ウ）中「10,875円」を「9,188円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「5,100円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について2,550円）」に改め、同号エ（ア）中「4,000円」を「4,100円」に改め、同号エ（イ）中「2,000円」を「2,050円」に改め、同号エ（ウ）中「3,000円」を「3,075円」に改め、同号オ中「8

、 0 0 0 円」を「8, 9 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「5, 5 2 0 円」を「5, 3 2 0 円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児 1 人について 2, 6 6 0 円）」に改め、同号イ（ア）中「5, 8 0 0 円」を「4, 9 0 0 円」に改め、同号イ（イ）中「2, 9 0 0 円」を「2, 4 5 0 円」に改め、同号イ（ウ）中「4, 3 5 0 円」を「3, 6 7 5 円」に改め、同号ウ中「1, 8 4 0 円」を「2, 0 4 0 円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児 1 人について 1, 0 2 0 円）」に改め、同号エ（ア）中「1, 6 0 0 円」を「1, 6 4 0 円」に改め、同号エ（イ）中「8 0 0 円」を「8 2 0 円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 2 0 0 円」を「1, 2 3 0 円」に改め、同号オ中「3, 2 0 0 円」を「3, 5 6 0 円」に改める。

附則第 3 項中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 18 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の45の項を次のように改める。

45	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。）	住宅を新築しようとする場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円 イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するとみなされる計画（以下この項及び47の項において「長期使用構造等確認計画」という。）である場合 16,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 71,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 19,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外

	内のもの	の場合 119,000円 イ 長期使用構造等確認 計画である場合 27,0 00円
	床面積の合計が500 平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のもの	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外 の場合 185,000円 イ 長期使用構造等確認 計画である場合 42,0 00円
	床面積の合計が1,00 0平方メートルを超 え3,000平方メート ル以内のもの(1戸建 ての住宅の場合には 、1,000平方メート ルを超えるもの)	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外 の場合 359,000円 イ 長期使用構造等確認 計画である場合 67,0 00円
	床面積の合計が3,00 0平方メートルを超 え5,000平方メート ル以内のもの(1戸建 ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外 の場合 636,000円 イ 長期使用構造等確認 計画である場合 105, 000円
	床面積の合計が5,00 0平方メートルを超 え10,000平方メート ル以内のもの(1戸建 ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外 の場合 1,088,000円 イ 長期使用構造等確認 計画である場合 159, 000円
	床面積の合計が10,0 00平方メートルを超 え20,000平方メート ル以内のもの(1戸建 ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外 の場合 2,006,000円 イ 長期使用構造等確認 計画である場合 267, 000円
	床面積の合計が20,0 00平方メートルを超 え30,000平方メート ル以内のもの(1戸建 ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外 の場合 2,862,000円 イ 長期使用構造等確認 計画である場合 337, 000円
	床面積の合計が30,0 00平方メートルを超 えるもの(1戸建ての 住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外 の場合 3,505,000円 イ 長期使用構造等確認 計画である場合 382, 000円
住宅を増 築し、又 は改築し ようとす る場合	床面積の合計が100 平方メートル以内の もの	次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外 の場合 79,000円 イ 長期使用構造等確認

	計画である場合 23,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 103,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 27,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 174,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 38,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 274,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 61,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 534,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 99,000円
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 950,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 156,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 1,627,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 236,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 3,004,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 398,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 4,289,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 503,000円

			床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 5,253,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 571,000円
--	--	--	--	---

別表第2の46の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、「(共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額とを合算した額)」を削り、同表の47の項を次のように改める。

47	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅等建築等計画の変更の申請に対する審査(次項に係るものを除く。)	住宅を新築しようとする場合	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの	8,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更(以下「第1号変更」という。)の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 39,000円 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5号又は第6号に係る変更(以下「第2号等変更」という。)の場合 6,000円 ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更(以下「第3号変更」という。)の場合 2,000円
				変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	10,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 52,000円 イ 第2号等変更の場合 7,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
				変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	14,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 92,000円 イ 第2号等変更の場合

				10,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 143,000円 イ 第2号等変更の場合 16,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの)	34,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 291,000円 イ 第2号等変更の場合 31,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	62,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 530,000円 イ 第2号等変更の場合 42,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	105,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 928,000円 イ 第2号等変更の場合 52,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	172,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 1,737,000円 イ 第2号等変更の場合 94,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅	211,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除

		を除く。)	く。) 2,524,000円 イ 第2号等変更の場合 125,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	225,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 3,121,000円 イ 第2号等変更の場合 157,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
	住宅を増築し、又は改築しようとする場合	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの	11,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 56,000円 イ 第2号等変更の場合 9,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	14,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 76,000円 イ 第2号等変更の場合 11,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	21,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 136,000円 イ 第2号等変更の場合 16,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	35,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 213,000円 イ 第2号等変更の場合 24,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000	50,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(

			<p>平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの)</p> <p>長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 435,000円 イ 第2号等変更の場合 47,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p> <p>92,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 793,000円 イ 第2号等変更の場合 63,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p> <p>157,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 1,390,000円 イ 第2号等変更の場合 78,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p> <p>257,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 2,604,000円 イ 第2号等変更の場合 141,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p> <p>316,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 3,783,000円 イ 第2号等変更の場合 188,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)</p> <p>336,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 4,679,000円 イ 第2号等変更の場合 235,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>

別表第2の48の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、「（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額とを合算した額）」を削り、同表の49の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同表備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に関する長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請に係る手数料については、改正後の生駒市手数料条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 19 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第4号中「6歳未満の者で、20歳以上の引率者のいない」を「小学校第2学年以下の者で、成年者の引率がない」に改める。

別表第3の1の表備考第3項に次の1号を加える。

(5) 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者（生駒市井出山体育館又はむかいやま公園体育館を使用する場合に限る。）

別表第3の1の表備考第4項第1号中「前項」を「前項第1号から第4号まで」に改める。

別表第3の3の表備考中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める

者を含む。)及びその介護を行う者がむかいやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

別表第3の4の表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者が生駒市浄化センターテニスコート又はむかいやま公園テニスコートを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第4号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 20 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年 1 2 月生駒市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条－第 4 8 条）」を
「第 5 章 事
第 6 章 雑
業所内保育事業（第 4 2 条－第 4 8 条）
に改める。
則（第 4 9 条）」

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」
の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 4 9 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類す
るもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄

本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条

）」を

第4章 雑則（第53条）

に改める。

」

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条
第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定に
より読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当

該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条第3号中「指定、更新等」を「指定」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 23 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市緑ヶ丘東地区整備計画区域の項中「平成 8 年 7 月 1 日生駒市告
示第 93 号」を「令和 3 年 12 月 20 日生駒市告示第 247 号」に改め、同表生
駒市高山学研地区整備計画区域の項中「平成 23 年 2 月 10 日生駒市告示第 28
号」を「令和 3 年 12 月 20 日生駒市告示第 247 号」に改め、同表に次のよう
に加える。

生駒市小瀬西地区整 備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示され た令和 3 年 12 月 20 日生駒市告示第 246 号に定 める大和都市計画生駒市小瀬西地区地区計画の区域 のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	--

別表第 2 生駒市緑ヶ丘東地区整備計画区域の項を次のように改める。

生駒市緑ヶ丘東地区整備計画区域		<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち令第130条の3に規定するもの 3 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5に掲げるものを除く。） 	180平方メートル	道路に面する側面は2メートル以上、その他の部分にあっては1メートル以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 	10分の8	10分の4	<ol style="list-style-type: none"> 1 1メートル 2 建築物の各部の高さは、当該部分から道路対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25メートルを加えたもの
-----------------	--	---	-----------	-------------------------------------	---	-------	-------	--

別表第2 生駒市高山学研地区整備計画区域の部大学・交流施設ゾーンの項中「身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」を「福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。）」に、「別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物（同項第1号及び第2号を除く。）」を「令第130条の4（同条第1号、第2号及び第5号チを除く。）に掲げる公益上必要な建築物」に改め、同部研究所ゾーンの項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に、「別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物（同項第1号及び第2号を除く。）」を「令第130条の4（同条第1号、第2号及び第5号チを除く。）に掲げる公益上必要な建築物」に改め、同表に次のように加える。

生駒市小瀬西地区整備計画区域	低層専用住宅地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 6 集会所 7 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5に掲げるものを除く。） 	165平方メートル	道路に面する側にあつては1.5メートル以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 		
----------------	----------	--	-----------	-----------------------	---	--	--

別表第2備考中「生駒市美鹿の台地区整備計画区域」を「生駒市緑ヶ丘東地区整備計画区域及び生駒市美鹿の台地区整備計画区域」に改める。

別表第3（お）の項第1号中「玩具^{がん}煙火」を「玩具煙火」に改め、同項第15号中「きば」を「牙」に改め、同項第17号中「レディミクストコンクリート」を「レディーミクストコンクリート」に改め、同項第19号中「かま」を「窯」に改め、同項第24号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改める。

別表第5中「研磨^ま機」を「研磨機」に、「乾燥^ま研磨」を「乾燥研磨」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す
る条例

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年10月
生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「消防団長は」を「消防団長（以下「団長」という。）は」に、「消防
団長以外の消防団員」を「団長以外の団員」に、「消防団長が」を「団長が」に
改める。

第5条第1項第3号中「消防団員」を「団員」に改める。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。
以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練及び広報、指導等の職務に従事する場合には、別表

第 2 に定める出動報酬を支給する。

第 1 3 条中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 1 4 条を次のように改める。

(費用弁償)

第 1 4 条 団員が公務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給するものとし、その額は、一般職に属する職員で常勤のもの例による。

第 1 5 条第 1 項及び第 2 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第 4 項中「、副機関員手当及び費用弁償は、」を「及び副機関員手当は」に改め、「翌月に」の次に「支給し、費用弁償はその旅行の都度」を加え、同項ただし書を削る。

別表第 1 中「報酬」を「年額報酬」に改める。

別表第 3 を削り、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 1 2 条関係)

出動報酬

災害の場合	1 回につき	4, 5 0 0 円
警戒の場合	1 回につき	3, 0 0 0 円
訓練の場合	1 回につき	3, 0 0 0 円
広報、指導等の場合	1 回につき	2, 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 1 2 条から第 1 5 条まで及び別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務及び公務のためにした旅行につい

て適用し、同日前に従事した職務及び公務のためにした旅行については、なお従前の例による。

議案第 25 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の
一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

生駒市清掃センター基幹的設備改良工事契約の締結について

生駒市清掃センター基幹的設備改良工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 生駒市清掃センターのプラント延命化のための基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 5,918,000,000円
- 4 契約の相手方 神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号
株式会社神鋼環境ソリューション
代表取締役社長 大瀨敬織
- 5 工期 契約の日から令和7年2月28日まで

令和4年3月4日提出

生駒市長 小紫雅史

議案第 27 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 川 義 三

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 吉 尾 典 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 窪 田 と き 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 山 本 哲

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 廣 岡 幸 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 甲 斐 聡 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史